# 憲法 しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議(憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007 FAX03-3261-5453 2016年8月28日(日)

第657号 本号3分

# 南スーダン派遣に向けた

# 「駆けつけ警護」等の訓練始まる!

稲田防衛大臣は24日の記者会見で、準備作業に一定のめどが立ったとして、安全保障関連法で可能になった新たな任務について、24日以降、自衛隊の各部隊の判断で訓練を始めるほか、アメリカとの共同訓練などを実施していくことを明らかにしました。

そのうち、国連のPKOに当たるため、今年11月にアフリカの南スーダンに交代で派遣される 見通しの部隊については、25日から武器を使って他国の部隊などを救援する「駆け付け警護」や、 他国の部隊とともに武器を使って宿営地を守る任務などの訓練を始めるとしています。

一方、防衛省は、南スーダンに派遣される見通しの部隊に対し、実際に「駆け付け警護」などの 任務を付与するかどうかは、現地の情勢や訓練の習熟状況などを踏まえて慎重に判断する方針です。 **陸上自衛隊、訓練開始へ** 

駆け付け警護や宿営地の共同防護の任務について陸上自衛隊は、南スーダンでのPKO活動に今年11月ごろ派遣される部隊から付与される可能性があるとして、すみやかに訓練を始めることにしています。

第11次隊として南スーダンでのPKO活動に派遣されるのは、陸上自衛隊の東北方面隊に所属する部隊(青森市の陸自第9師団第5普通科連隊)です。道路整備などを行う施設部隊や宿営地周辺の警戒などにあたる警備部隊などで構成される予定で今後、具体的な場面を想定した訓練を繰り返し行うことになります。また、武器使用の条件について説明を受けるなど、新たな任務について法律的な面を学ぶ研修も行われる予定です。

このほか海外派遣で先遣隊を務める「中央即応連隊」や、海外派遣に備えた教育を行う「国際活動教育隊」など全国の部隊も新たな任務に対応できるよう準備を進めるということです。

#### 稲田防衛相「しっかり訓練することが重要」

稲田大臣は、この会見で「新たな任務について自衛隊に安全というものを身につけてもらうとともに、厳しさを増す中での日本の防衛や、憲法が許す範囲の中での自衛隊の貢献も期待されており、しっかり訓練することが重要だ」と述べました。

一方、稲田大臣は安全保障関連法に対する国民の理解について「 100%、十分だとは言えないかもしれないが、法律の成立は大変、意



義あるものだ。批判や懸念の声もあるので、これからもしっかり説明していきたい」と述べました。

## 安全保障関連法で可能になった新たな任務とは

安全保障関連法で可能になった新たな任務に向けた訓練とは、PKO活動で南スーダンに派遣されている陸上自衛隊の部隊を対象とした駆け付け警護と宿営地の共同防護などです。このうち「駆け付け警護」は、他国の部隊や国連のスタッフなどが襲われた場合、その場に自衛隊の部隊が駆け

付けて助け出す任務です。

南スーダンでは、合わせて 13 か国の部隊が P K O 活動に参加しているほか、国連のスタッフなど 2000 人以上が支援活動を行っていて、「駆け付け警護」の任務としては、こうした兵士や国連スタッフなどが武装グループに路上で取り囲まれた場合に救出することなどが考えられます。

「駆け付け警護」は、受け入れ国の同意など、PKO参加5原則が維持されていれば、憲法で禁じられている「武力の行使」にあたることは基本的にはないなどとして、安全保障関連法で実施できるとされました。

南スーダンでは先月、政府軍と反政府勢力との間で激しい戦闘が起き、防衛省によりますと、現在も予断を許さない状況が続いています。また、宿営地の「共同防護」は、自衛隊を含む各国のPKO部隊の宿営地が攻撃された場合に他国の部隊と共同で防護する任務です。南スーダンの首都ジュバにある自衛隊の活動拠点は、インドなど合わせて6か国のPKO部隊の宿営地の中にあり、宿営地が攻撃された場合、自衛隊がこれらの国々の部隊とともに防護することが想定されています。

安全保障関連法の施行によって、自衛隊の武器使用の条件に、自分たちを守る場合のほか、宿営地での他国の部隊の防護についても「不測の事態では相互に身を委ね合っている」などとして含まれることになりました。

## 全国知事会 合区解消を憲法改正でと申し入れ

全国知事会の総合戦略・政権評価特別委員長を務める飯泉嘉門徳島県知事は23日、衆参両議長に、先の参院選で導入された「合区」の解消に向けた憲法改正の議論を求める決議を提出しました。

これは、7月29日に福岡市で開かれた全国知事会議で、今年の参院選挙区で導入された合区の解消を求め「都道府県ごとの意思を国政に届けられないのは問題だ。憲法改正についても議論すべきだと考える」とする決議を採択したことを踏まえたものです。

飯泉知事は、両議長に「合区解消のため憲法改正にまで踏み込んでほしい」と述べ、選挙区選の「1票の格差」の違憲性が問われなくても済むよう、参院を「都道府県代表」に位置付ける改憲の検討を要請しました。

これに対して、両議長は憲法改正には時間がかかるとして、法改正らよる対応も含めて検討する 考えを示しました。伊達参院議長は「憲法改正してでも何とかしたいが、難しい点が多々ある。立 法措置も考えられる」と述べ、衆院の大島議長も「時間がかかるかもしれない」と語りました。

しかし、公職選挙法の改正などでの対応も容易でありません。「1票の格差」を拡大させずに合区を解消するには、人口の多い都道府県選挙区の定数を増やし、比例定数を減らすか、参院の総定数を増やす必要があります。これには比例区選出議員からの反対や、国会議員の定数増への世論の反発なども予想されます。

## 連合参院選総括で、野党共闘の効果は限定的

連合がまとめた参院選総括文書が明らかになりました。民進党は参院選1人区で共産党などと共 闘したが、総括文書では「保守基盤を崩すには至らなかった」として、効果は限定的だったと結論 づけています。25日の中央執行委員会で決定されました。

決定総括文書では、参院選での野党 4 党による候補者 1 本化について、「あくまで 1 人区の戦術。 参院選全体で取り組まれたものではないとおさえておく必要がある」と指摘しています。無所属候 補が出馬した選挙区では、比例票の掘り起こしが不十分だったとも言及しています。

民進党は次期衆院選でも共産党などと選挙協力を行う方針ですが、決定総括文書は「共産党とは一線を画すのが大原則」で、「政権選択選挙なので政策の一致が不可欠」と明記しています。共闘を図る民進党の現執行部にくぎを刺す狙いがありそうです。

# 立正佼成会における憲法カフェの取り組み

立正佼成会が、全国各地で憲法カフェを「あすわか」の協力で開催しています。自由法曹団通信 1565 号 7/1 号に載った新潟支部二宮淳悟弁護士の報告を紹介します。(小題は事務局)

### 憲法カフェ すでに 200 回超える申し込み

多くの団員が所属する「あすわか」には、全国各地から「憲法カフェ」の申し込みが寄せられます。ご依頼主や団体は千差万別なれど、今年4月以後、既に200回を超える申し込みを頂いているのが「立正佼成会」です。かつては強力な自民党の支持基盤であったはずの宗教団体なので、意外に思われる方も少なくないかと思います。

立正佼成会は、昭和13年に設立され、国内には238教会あるそうです。基本的な考え方としては、(1)自民党改憲草案は反対、(2)憲法九条は堅持、(3)安保法は反対、という立場から、憲法解釈の変更などには、会としての意見を表明するなど、たしかな取り組みをしてきています。また、昨年9月19日には「『安全保障関連法案』可決に対する緊急声明」を出しています。

#### 「あすわか」500 余名フル稼働

その立正佼成会から、選挙までに信者の方々がしっかり憲法を学ぶ機会を作りたいというご趣旨で、全国の教会から憲法カフェのご依頼が次から次に届くわけです。文字通り全国各地からのご依頼なので、こちらも500余名フル稼働で、いつもどおりに(?)、特に気負うことなく(?)、押し寄せる各地での開催申し込みに対応し、飛んでいきます。当日まで講師が決まらなかったのに教会側のやる気がみなぎっていて、「きっとあすわか弁護士が来てくれるに違いない」と信じて待っておられるなか、冷や汗かきながら講師を探し、サっと名乗り出て当日出かけていってくれたメンバーもいます。若干、綱渡り気味ではあるものの、若さと情熱でなんとか対応してきているわけです!

#### 憲法に守られていることを実感した 2 時間

私も、先日、新潟県内の教会でマスターとしてお呼ばれしてきました。「憲法カフェ」は、担当する弁護士の裁量が99%(だと勝手に思っています)。当日、事務窓口の担当となって下さった方は、他の憲法カフェも参加されていたようで、「あら、先生、今日は紙芝居やらないんですね」とのお言葉を頂戴しました。しかしそこは「あー!紙芝居ですね!今日は時間の関係で省略!。でも立憲主義の説明のところは紙芝居以上にいっぱい喋っておいたんで大丈夫です!」と(実は紙芝居を一回も使ったことないことなど言えるはずもなく)返す私。

参加された方も、30代のお母さん方で、意見交換や質問も 多く出されました。「私たちの暮らしと憲法」というテーマで お話ししていた時には、「この前、公民館で安保法の勉強会し ようとしたんですけど、断られたんです。これって集会の自 由が侵害されているんじゃないかと思ったんですけど・・・」 との鋭い質問も。私たちの生活にとって、憲法が身近にあるこ と、そして憲法に守られていることを実感した2時間でした。

「あすわか」は、憲法学習会である限り、どんな団体様からのご要望にも、可能な限りお応えします! (なんでも屋み



山口支教区で第1回を開催

たいですね)。立正佼成会における憲法カフェの取り組みも、太田啓子団員や宋惠燕団員、種田和敏 団員らの地道な活動が縁となって火が点いたものです。「知憲」の取り組みが確実に成果を出し始め ていることにやりがいを感じつつ、まだまだ道半ばであるとも思いますので、選挙が終わっても(む しろ終わってからなおさら)がんばりたいと思います。